

議案第87号

福岡都市計画事業伊都土地地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成26年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、最近の社会経済情勢に鑑み、換地処分により確定する清算金を分割徴収する場合の利子の利率を改めるとともに、当該清算金の繰上徴収に係る規定を設ける等の必要があるによる。

福岡都市計画事業伊都土地地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

福岡都市計画事業伊都土地地区画整理事業施行条例（平成9年福岡市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定により清算金を分割徴収する場合において当該清算金に付する利子の利率は、法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日の翌日における普通地方長期資金（財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和49年大蔵省令第42号）第15条第2項に規定する普通地方長期資金をいう。）の貸付利率のうち最も低い貸付利率（当該貸付利率が年6パーセントを超えるときは、年6パーセント）とする。

第27条の次に次の1条を加える。

（繰上徴収）

第27条の2 市長は、第26条第1項の許可を受けた者が徴収金を納期限までに納付しないとき又は納付する見込みがないと認められるときは、納期限の未だ到来していない徴収金であっても、その全部又は一部を繰り上げて徴収することができる。

第30条第1項本文中「100円」を「1,000円」に、「10円」を「100円」に改め、同項ただし書中「100円」を「2,000円」に、「10円」を「1,000円」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 市長は、第1項の督促を受けた者が指定期限までに督促額を納付しないことについてや

むを得ない理由があると認めるときは、同項の延滞金を減額し、又は免除することができる。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。